

平成29年9月28日

教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 平成29年9月28日（木曜日） 午後 1時30分開会
午後 2時18分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	今井 多貴子 君
委員	遠藤 俊子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全課 長	伊藤 雄 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長	武山 専太郎 君
複合文化施設 開設準備室 長	佐々木 淳 君	体育振興課 長	大森 和彦 君
学校施設 整備室 長	佐々木 勇人 君	中央公民館 長	保原 恵美子 君

◇書 記

教育総務課 長 補佐	星 憲 君	教育総務課 幹事	加藤 陽子 君
教育総務 課 長	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充について
(石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則)
- ・石巻市教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果並びに事業別目標達成状況の評価について
- ・物損事故の和解及び損害賠償額の決定について

報告事項

報告第7号 専決処分の報告について

専決第10号 石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例

専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第12号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第13号 平成29年度石巻市一般会計補正予算(第3号)

(教育委員会の事務に係る部分)

専決第14号 訴えの提起について

審議事項

第35号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則

第36号議案 石巻市立荻浜小学校の廃止について

第37号議案 石巻市スポーツ推進計画について

その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部邦英君） ただいまから平成29年第9回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、遠藤委員にお願いします。
よろしく願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が5件、審議事項が3件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ご報告申し上げます。

始めに、今月7日から開会しました石巻市議会第3回定例会について報告いたします。

条例の改正及び一般会計補正予算等につきましては、この後の報告事項の中で詳しく行います。

私からは、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しいたします。

環境教育委員会では、平成28年度決算認定にかかわる内容と条例及び一般会計補正予算の審議がありました。環境教育委員会での現地視察では、渡波中学校移転新築事業と蛇田小学校屋内運動場改築事業を視察していただきました。

書面審査での主な答弁を報告します。

平成28年度の決算認定に係る質疑では、外国青年英語指導費で、小・中学校における英語能力について質疑があり、英語教育の内容も以前と変わってきていることから、英語能力は向上してきていると感じられる旨、答弁しております。

子ども未来づくり事業費で、学力向上目標値について質疑があり、対外的な指標を定めるのは難しいが、今後もこの事業を進めていきたい旨、答弁しました。

小学校老朽化対策事業及び耐震化対策について質疑があり、毎年、小学校2校、中学校1校の老朽化対策事業を進めており、屋上防水工事、外壁防水工事、トイレの洋式化、多目的トイレ設置などを行っているということ、耐震化については、平成27年度で終了している旨、答弁しました。

被災児童就学支援事業における支給対象基準見直しの必要性について質疑があり、国・県の基準も同様であるが、被災者の自立を考慮すべき時期に来ていることから、今後、支給対象基準の見直しも検討していきたい旨、答弁しました。

補正予算関係では、質疑はありませんでした。

条例審査において、旧観慶丸商店条例で、指定管理者の指定について質疑があり、本条例は平成29年11月1日から施行する予定であることから、今年度は直営とし、今後、指定管理に向けて手続を進め、来年度から指定管理者による管理運営を行いたい旨、答弁しました。

その後、環境教育委員会に付託された議案は、決算の認定を始め、全て可決されております。そして、27日の本会議で平成28年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算が認定され、条例改正及び補正予算等も可決されました。

次に、21日から5日間で行われました一般質問は、19人のうち教育関係は10人からであり、主な内容は、次のとおりです。

北朝鮮発射弾道ミサイル日本上空通過における教育委員会と学校現場の対応について、不登校、ひきこもり支援について、旧観慶丸商店の復元と今後の活用について、石巻市としてのイベントとして、聖火リレーの出発地、2020オリンピック・パラリンピックについて、総合運動公園の整備事業について、幼稚園の時間延長について、学校教育施設として、学区再編計画の進捗状況及び旧大須小学校の再利用計画について、歴史と文化を生かす観光対策について、通学路の安全対策について、がん教育と社会教育について、以上のような質問がありました。

次に、大川小学校関係ですが、来月10月4日に、仙台高等裁判所による現地進行協議が行われます。大川小学校の校舎と三角地帯などを視察します。10月12日には証人尋問が行われ、震災当時の石巻市教育委員会学校教育課長及び大川中学校教頭の2人が予定されております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充について

(石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則)

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次に、石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、石巻市立幼稚園保育料の減免の拡充についてご説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料、1ページをご覧ください。

石巻市立幼稚園保育料の減免につきましては、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び同施行規則において規定しておりますが、現行の規定では、生活保護世帯、市民税所得割額非課税世帯及び東日本大震災の被災世帯については保育料の全額を減免しており、また、多子世帯、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等については、半額又は全額を減免しておるところでございます。

今回の改正につきましては、平成29年3月の子ども・子育て支援法施行令及び同規則の一部改正により、低所得のひとり親等の保護者負担の軽減措置が拡充されたことから、本市においても同様の減免ができるよう、規則の改正を行ったものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号2の一般事務報告資料の3ページ、あわせて、表紙番号3の条例等新旧対照表の1ページをご覧ください。

始めに、別表2の7の項といたしまして、ひとり親世帯等で年収360万円未満相当世帯のうち、生計を一にする児童が就園している場合を事由に、第1子に当たる幼児に係る保育料について、「半額減免」としていたところを「3分の2を減免」することに改正したものでございます。

次に、附則でございますが、本規則は、平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

石巻市教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果並びに事業別目標達成状況の評価について

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に移ります。

石巻市教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果並びに事業別目標達成状況の評価について、これも教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、石巻市教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果並びに事業別目標達成状況の評価についてご説明いたします。

始めに、石巻市教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について説明させていただきますので、別冊1の資料をご覧ください。

平成24年8月に策定いたしました石巻市教育ビジョン後期実施計画及び石巻市幼児教育振興プログラムに基づきまして、年度ごとに計画の進行状況を把握するとともに、計画の具現化に向けての必要な見直しを行うため、130の事務事業について、平成28年度の実績調査を行いました。資料につきましては、その調査結果を事務事業ごとの活動指標及び成果指標、取組実績、評価の理由並びに課題及び改善策を一覧表に取りまとめております。

資料の内容についてご説明いたしますので、1ページをご覧くださいと思います。

始めに、活動指標及び成果指標の欄について説明いたします。教育ビジョンの施策体系ごとに事務事業を分類し、活動指標及び成果指標それぞれ指標内容、目標、実績、達成率、評価及び総合評価を記載しております。活動指標、成果指標の欄で、ハイフン表示となっているものにつきましては、28年度の事業計画がなかったものでございます。

また、事務事業によりましては、指標設定にそぐわないものは、指標を未設定としております。

評価の欄につきましては、基本的には達成率が80%以上を達成している場合は◎、達成率が60%以上80%未満、又は目標は達成できなかったが成果が上がっている場合は○、事業には取り組んでいるものの、達成率が60%未満の場合は△、事業に取り組めなかった場合は×で分類しております。

また、事務事業ごとの総合評価の欄につきましては、成果指標を基準に評価しておりますが、事務事業によっては、量的指標だけでは評価できないものもございます。活動指標又は成果指標が目標を達成できなかったこととして、△又は×で表記されているものであっても、その事業の取組状況を総合的に判断し、最終的な評価として、○や◎で評価して、表記している事業もございまして、その理由につきましては、評価の理由の欄に記載しております。

実績といたしましては、達成率が80%以上の◎で評価した事業が95件、達成率が60%以上80%未満の○で評価した事業が25件、達成率が60%未満の△で評価した事業が3件、事

業に取り組みなかったとして×で評価した事業が5件、事業が完了したものが1件、他事業に統合したものが1件となっております。

なお、この一覧表には記載しておりませんが、事業が目標を達成し、前期実施計画において完了又は復興事業への重点化に伴い廃止とした事業が、再掲事業を含めて8事業ございます。

次に、石巻市教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラムの事業別目標達成状況の評価について説明させていただきますので、別冊2の資料をご覧ください。

別冊2の資料につきましては、事務事業ごとに設定しております年度ごとの目標に対する実績及び達成率について、後期実施計画期間である平成24年度から平成28年度までを一覧にし、活動指標及び成果指標に関する評価と後期実施計画における総合評価を行ったものでございます。

1ページをご覧ください。

評価の欄につきましては、別冊1の資料と同様に、基本的には達成率が80%以上を達成している場合は◎、達成率が60%以上80%未満又は目標達成できなかったが成果が上がっている場合は○、事業には取り組んでいるものの、達成率が60%未満の場合は△、事業に取り組みなかった場合は×で分類しております。

また、後期全体を通した評価の理由を、一番右の欄に記載しております。

実績といたしましては、達成率が80%以上の◎で評価した事業が97件、達成率が60%以上80%未満の○で評価した事業が25件、達成率が60%未満の△で評価した事業が3件、事業に取り組みなかったとして×で評価した事業が5件となっております。この結果を踏まえながら、各事務事業の指標の見直しや年度ごとの評価値の設定を行い、現在策定中の石巻市教育振興基本計画実施計画に反映していくこととしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

物損事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、次に、物損事故の和解及び損害賠償額の決定について、体育振興課長から報告をお願いいたします。

○体育振興課長（大森和彦君） それでは、石巻市総合運動公園内で起きました物損事故の和

解及び損害賠償額の決定についてご報告いたします。

平成 29 年 7 月 27 日午前 10 時 45 分頃、パート業務補助員が総合運動公園敷地内の除草作業を行っていたところ、草刈り機で小石を飛ばし、敷地東側県道を走行中の市内男性の乗用車の助手席側ドアを破損いたしました。今回の事故は、市側の過失割合を 10 割と認め、損害賠償として、修理費用と代車費用による損害額の合計 8 万 7,264 円を相手方に支払うことで、平成 29 年 8 月 29 日に和解が成立しております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

報告第 7 号 専決処分の報告について

専決第 10 号 石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次に、報告事項に入ります。

報告第 7 号 専決処分の報告についての専決第 10 号 石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例について報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、報告第 7 号 専決処分の報告についてのうち、専決第 10 号 石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例につきましてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成 29 年石巻市議会第 3 回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、8 月 31 日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第 3 回定例会において、9 月 27 日付けで可決されております。

本案は、石巻市指定文化財旧観慶丸商店の保護、保存を図るとともに、本市の歴史文化の展示施設及び中心市街地における市民の文化交流施設として利活用していただく目的で、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文に従いましてご説明いたしますので、表紙番号 1 の 4 ページから 6 ページまでをご覧ください。

第1条は、本条例の設置及び目的を定めたものであります。

第2条は、開館時間及び休館日について、第3条は観覧について、第4条から第9条までは、旧観慶丸商店を利用する方にかかわる入館の制限、利用の許可及び制限、目的外利用等の禁止、特別設備等の設置、許可の取消し等について定めたものであります。

第10条は使用料について、第11条及び第12条は使用料の減免及び不還付について、第13条及び第14条は原状回復及び損害賠償の義務について、第15条は指定管理者による管理について、第16条は、委任について定めたものであります。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成29年11月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に、報告第7号 専決処分の報告についての専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第11号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月31日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、9月27日付けで石巻市議会第3回定例会において可決されております。

石巻市立高等学校の入学料選抜手数料及び入学料につきましては、東日本大震災により被害を受けた方について、平成29年度分までの入学料に係る分を免除しておりましたが、引き続

き、被災した生徒の就学の機会を確保するため、平成 30 年度分の入学者に係る入学金、入学者選抜手数料につきましても免除できるよう、条例を改正したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号 1 の 7 ページ、あわせて、表紙番号 3 の条例等新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

附則第 4 項中、「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に改め、「平成 29 年度分」を「平成 30 年度分」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行の日を公布の日からとするものでございます。

なお、入学者選抜手数料等の免除の取扱につきましては、県内の公立高等学校において統一を図る必要があることから、公立高等学校の学校を設置している宮城県及び仙台市と同じ扱いとするものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

専決第 12 号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、次に、報告第 7 号 専決処分の報告についての専決第 12 号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

石巻中央公民館長から説明をお願いいたします。

○石巻中央公民館長（保原恵美子君） それでは、報告第 7 号 専決処分の報告についてのうち、専決第 12 号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成 29 年石巻市議会第 3 回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見が求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、8 月 31 日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第 3 回定例会において、9 月 27 日付けで可決されております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号 1 の 8 ページ、あわせて、表紙番号 3 の条例等新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

今回の改正は、別表第1の1、公民館使用料の表に、石巻市石巻中央公民館大ホールの設備器具使用料について、これまでは「暖房」のみの規定を「冷暖房」使用料に改めるほか、条文の整理を行うものであります。

次に、附則であります、施行期日を平成29年10月1日とするものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 現行が1,420円だったのが1時間につき700円と、かなり金額が下がったと思うんですが、これは、設備が整った理由かなにかあるんですか。

○石巻中央公民館長（保原恵美子君） ご説明申し上げます。

設備更新工事があり、新しい設備に関しましては、熱源がボイラー設備の重油から電気に変ることになりまして、ランニングコストが大幅に削減されるため、実費負担分である暖房使用料が軽減され、従来の半分程度で間に合うということから、この金額にさせていただきました。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（「ありません」との声あり）

専決第13号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、次に、報告第7号 専決処分の報告についての専決第13号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から、説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）について、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8

月 31 日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、9 月 27 日付けで石巻市議会第 3 回定例会において可決されております。

それでは、別冊 3 の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ 2 億 376 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 億 6,301 万 7,000 円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、10 ページをご覧ください。

10 款 2 項 3 目学校建設費で 2 億 9,800 万円を減額しておりますが、これは、鹿又小学校屋内運動場改築事業におきまして、国庫負担金の交付決定による継続費年割額の変更に伴い、事業費を減額するものでございます。

次に、12 ページをご覧ください。

3 項 3 目学校建設費に 9,000 万円を計上しておりますが、これは、中学校外壁防水工事におけるアスベスト調査の結果、定量以上の含有が認められたため、その除去に係る経費を措置したものでございます。

次に、14 ページ、6 項 12 目（仮称）市民文化ホール建設基金費に 423 万 6,000 円を計上しておりますが、これは、複合文化施設の建設のために寄せられました寄附金を同基金に積み立てするものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、16 ページをご覧ください。

鹿又小学校屋内運動場改築事業につきましては、国庫負担金の交付決定に伴う年割額の変更であり、2 か年で設定していた継続費を 3 か年に変更するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、18 ページをご覧ください。

稲井小学校遠距離通学児童輸送業務ほか 5 件につきまして、平成 30 年度当初から実施するため、今年度中に契約手続を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4 ページにお戻り願います。

14 款 1 項 4 目教育費国庫負担金に 2,194 万 8,000 円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明申し上げました事業費に対する国庫負担金を措置したものでございます。

次に、6 ページ、17 款 1 項 3 目災害復旧費寄附金に 160 万円を、4 目教育費寄附金に 423 万 6,000 円を計上しておりますが、これらは、学校教育のためや市民文化ホール建設費等として申出のありました寄附金を措置したものでございます。

次に、8 ページ、21 款 1 項 8 目教育債で 2 億 3,650 万円を減額しておりますが、これは、各事業費の財源の一部である地方債につきまして、歳出予算と連動して限度額を調整したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますでしょうか。

（「ありません」との声あり）

専決第 14 号 訴えの提起について

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、次に、報告第 7 号 専決処分の報告についての専決第 14 号 訴えの提起についての報告を受けたいと思います。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

○学校管理課長（三浦 司君） 報告事項、報告第 7 号 専決処分の報告のうち、専決第 14 号訴えの提起についてご説明申し上げます。

表紙番号 1 の 10 ページをご覧ください。

本報告につきましては、平成 29 年石巻市議会第 3 回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に議案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がないことから、異議のない旨、8 月 31 日付けで専決処分を行い、市長宛報告、回答をしておりますことから、今回、報告するものでございます。

なお、本議案につきましては、市議会第 3 回定例会において、9 月 8 日に可決しておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、議案内容につきましてご説明申し上げます。

本案は、旧門脇小学校用地の一角である石巻市門脇町四丁目 8 番 11 地内の土地につきまして、不動産登記簿上、本市が所有者として記載されていないことから、本件土地の名義を本市へ変更するため、所有権を有することの確認を求める訴訟を提起するものでございます。

旧門脇小学校につきましては、明治 35 年に現在地へ移転新築されて以来、東日本大震災により使用不能となり、平成 23 年 3 月まで継続して現在地に設置されておりました。同校は、平成 27 年 3 月に閉校となりましたものの、本市は、同校校舎を震災遺構として保存し、隣接する石巻市南浜地区復興祈念公園と一体的な整備を進めております。

本件土地につきましては、法務局が所管する旧土地台帳等の資料を調査したところ、明治 35 年の旧門脇小学校校舎新築に先立って、旧石巻町が学校用地として取得したと思われま

が、旧石巻町や本市への所有権移転登記がなされておりませんでした。本件土地の名義を本市へ変更するためには、不動産登記簿に記載されている所有者のうち、氏名が判明している個人の法定相続人を相手に、本市が本件土地の所有権を有することの確認を求める訴訟を提起する以外に方法はないことから、同訴訟を提起するものであります。

このことから、訴訟手続に移行するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を得た上で訴訟手続を進めるものであります。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、この際、暫時休憩をいたします。

（休 憩）

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議を再開いたします。

第 35 号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、審議事項に入ります。

第 35 号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（平塚 隆君） ただいま上程されました第 35 号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例が改正されたことに伴い、県が定めています宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の規定に準じた内容とするため、文言を整理し、一部改正を行うものであります。

県費負担教職員は、育児休業の承認を受けようとする際に、市町村教育委員会に提示して、宮城県教育委員会に内申し、承認を受けているところですが、部分休業の承認についてのみ、市町村教育委員会が承認の可否を決定することから、市町村教育委員会の規則の定めに基づき請求することとされています。このことから、宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則にあわせ、準じた内容及び様式にするため、本案件において改正しようとするも

のであります。

表紙番号3の5ページをお開き願います。

規則の第2条第1項中、「続柄」を「続柄等（当該子が法第2条第1項において子に含まれる者とされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。））」と改めました。

次に、6ページから9ページにかけてご覧いただきたいと思います。

様式第1号、1、請求に係る子の欄の「続柄」を「続柄等」に、注①の「この氏名」を漢字の「子の氏名」に、「続柄」を「続柄等」に改めました。

様式第2号の養育状況変更届につきましては、県の様式にあわせ、全面改正いたしました。

施行期日につきましては、附則で、平成29年9月28日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ありましたらお願いいたします。
（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第35号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第35号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

第36号議案 石巻市立荻浜小学校の廃止について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第36号議案 石巻市立荻浜小学校の廃止についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第36号議案 石巻市立荻浜小学校の廃止についてご説明申し上げます。

表紙番号1の16ページをご覧ください。

本案は、平成30年3月31日をもって石巻市立荻浜小学校を廃止することについて、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第2号の規定に基づき、議決を得ようとするものでございます。

それでは、提案に至りました経緯経過等についてご説明いたしますので、別冊4の1ページをご覧ください。

始めに、1の経緯経過についてでございますが、荻浜小学校については、少子化の影響により年々児童数が減少し、さらに、東日本大震災の影響を受け、児童数の減少に拍車がかかり、平成25年度の時点で、平成26年度から平成29年度まで、在籍児童がいない状況に陥ることがわかりました。このような状況から、保護者や行政委員を中心に組織されました石巻市立荻浜小学校教育環境検討委員会から、平成26年度以降の学校のあり方についてということで、平成30年度に入学予定の児童がいること、さらには、防災集団移転促進事業による住宅再建や浜の復興に伴う転入者により児童数増加が考えられることから、当面の間、休校してほしい旨の要望がありました。教育委員会といたしましても、これらを踏まえ検討した結果、平成29年度まで休校措置とし、平成30年度以降の対応については、平成29年度中に検討することとしていたものであります。

次に、2の荻浜小学校の現状についてであります。現在、荻浜小学校区に居住しており、他の学校に通学している児童が4人、今後小学校に入る予定の未就学児が平成30年度に1人、平成32年度に1人となっております。先ほども申し上げましたが、荻浜地区は、児童数はもとより、震災前と比べ、人口及び世帯数についても激減しており、今後も児童数の増加は見込めない状況にあります。

このような状況のもとで、本年5月10日に、石巻市立荻浜小学校教育環境検討委員会から、荻浜小学校の今後の方向性についてとして、教育長宛て検討結果報告書が提出されました。内容につきましては、住民を対象としたアンケート調査を実施しながら検討を重ねた結果、閉校という流れも仕方がないという報告内容でございました。

これらを受けまして、教育委員会といたしましては、去る8月3日に荻浜小学校区内の住民を対象に説明会を開催し、荻浜小学校を閉校したい旨の考えをお示ししたところ、おおむね了承を得られましたことから、本日、閉校に関する議案提案に至ったものでございます。

なお、東浜小学校区内の住民並びに受入側である万石浦小学校、万石浦中学校及び渡波地区の行政委員に対しましても、現状についての説明をさせていただいているところでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

5の閉校の時期についてでございますが、休校措置が終わる平成30年3月31日をもって閉校とするものでございます。

次に、6の新たな通学区域についてでございますが、これまでの荻浜小学校区に居住してい

る児童の通学状況などを勘案いたしまして、万石浦小学校の通学区域に編入するものでございます。

あわせまして、荻浜中学校区の一部、荻浜小学校区分を万石浦中学校の通学区域に変更するものでございます。

次に、7の通学支援についてでございますが、現在の荻浜小学校の区域から万石浦小学校及び万石浦中学校への通学となりますと、遠距離通学となりますので、スクールタクシー等による支援を行うこととするものであります。

なお、現在、東浜小学校に通学している児童につきましては、学区外通学となりますが、今後も、現行の通学支援を継続することとしております。

今後の予定についてでございますが、本日議決をいただきましたならば、関係条例の議会への提案、規則等の改正及び閉校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、第36号議案 石巻市立荻浜小学校の廃止については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第36号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

第37号議案 石巻市スポーツ推進計画について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第37号議案 石巻市スポーツ推進計画についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

○体育振興課長（大森和彦君） ただいま上程されました第37号議案 石巻市スポーツ推進計画についてご説明いたします。

表紙番号1の17ページ、あわせまして、別冊資料5をご覧ください。

本案は、本年6月に開催されました石巻市教育委員会第6回定例会にてご審議いただきまして議決を得ました石巻市スポーツ推進計画（案）について、7月に庁議に報告、その後、市議

会各派で説明して了承を得て、8月15日から9月4日までの21日間でパブリックコメントを実施いたしました。が、本案に対する意見はありませんでしたので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1項に基づき、当該案を成案とすることについて議決を求めようとするものでございます。

なお、議決後は、市のホームページ等を積極的に活用し、幅広く市民へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ありませんか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、第37号議案 石巻市スポーツ推進計画については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第37号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） これで、審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方から何かありましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、各課長方からありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いをいたします。

○事務局（星 憲君） 次回、10月の定例会につきましては、10月26日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしく申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） よろしく申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。
どうもありがとうございました。

午後 2時18分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 遠 藤 俊 子